電気通信大学学生等海外派遣事業の実施に関する規程

制定 平成29年3月22日規程第114号 最終改正 令和3年9月13日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)の国際交流活動の推進に関する事業のうち、学生及び若手研究者(以下「学生等」という。)の海外派遣事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の学生等の海外派遣事業(以下「派遣事業」という。)は、学生等を国際交流協定締結校等へ派遣するために必要な補助を行うこと等により、海外留学や海外派遣の機会を拡充し、本学における国際交流活動の推進を図ることを目的とする。

(派遣事業)

- 第3条 国際戦略推進室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる派遣事業を行う。
 - (1) 国際交流協定締結校等への派遣助成
 - (2) 国際会議における研究発表にかかる派遣助成
 - (3) 海外インターンシップ等への派遣助成
 - (4) その他国際戦略推進室長が認めるもの

(派遣事業の経費)

第4条 派遣事業を実施するにあたり必要な経費は、国立大学法人電気通信大学基金その 他資金をもって充てる。

(海外派遣事業実施委員会)

第5条 派遣事業の募集企画及び派遣学生等の選考を行うため、国際戦略推進室に、電気 通信大学学生等海外派遣事業実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員)

- 第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 国際戦略推進室長
 - (2) 国際戦略推進室運営委員会委員のうちから国際戦略推進室長が指名した者 2人
 - (3) その他委員長が必要と認めた者
- 2 国際戦略推進室に副室長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。 (委員の任期)
- 第7条 前条第1項各号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員 が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第8条 委員会に委員長を置き、第6条第1項第1号の者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員(国際戦略推進室に副室 長を置く場合にあっては、副室長)がその職務を代行する。

(委員会の開催等)

- 第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (事務)
- 第11条 派遣事業に関わる事務は、学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、派遣事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される第6条第1項各号に掲げる委員の任期は、第7条 の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日規程第99号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第68号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日規程第49号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日規程第6号)

この規程は、令和3年9月13日から施行する。